2025年11月8日

令和７－３０

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.30］）

ア．良好な景観に近接する地域内に居住し，その恵沢を日常的に享受している者は，この者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益が違法に侵害されたことをもって，不法行為による損害賠償を請求することができる。

イ．疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が，その過失によって医療水準にかなったものでなかった場合において，医療水準にかなった医療が行われていたとすれば患者がその死亡の時点でなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されたときは，その医療行為と患者の死亡との間における因果関係が肯定される。

ウ．ある事実を基礎としての論評の表明によって他人の名誉を毀損した場合において，その行為が公共の利害に関する事実に係り，かつ，その目的が専ら公益を図ることにあったときは，人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り，その行為は，違法でない。

エ．労働者Ａが，第三者Ｂの過失による事故によって負傷し，この事故を原因として労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受けた。この場合におけるＢのＡに対する損害賠償責任について，Ａの過失をもって過失相殺をすべきであり，かつ，Ａが受けた保険給付の価額を控除すべきときは，損害賠償の額は，まず過失相殺による減額をし，その残額から保険給付の価額を控除する方法により算定する。

オ．人の身体を害する不法行為による損害賠償請求権は，被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しないときは，時効によって消滅する。

１．ア　イ　　２．ア　エ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　２

肢ア　○

景観に関する利益（注１）は，一般的に主体や範囲，内容が不明確である。そこで，公益に分類され，不法行為法により保護できないとも思える。しかし，良好な景観に近接する地域に居住する場合は，その景観が持つ客観的な価値の侵害について，密接な利害関係を持つ。したがって，景観利益という私益として，法的な保護を受け，違法に侵害されれば（注２），損害賠償を請求しうる。

（注１）「他人の権利または『法律上保護される利益』」の「利益」は，イメージとして，権利が保障された上，さらに良くするための＋α（プラスアルファ）の要素である。法的な保護を受けるためには，権利より厳格な要件となる。

（注２）利益に対する違法な侵害を認定するには，刑罰法規や行政法規に違反する場合や，公序良俗，権利の濫用など，社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが必要となる。

最判平１８．３．３０

肢イ　×

医師の医療行為が過失により医療水準に達せず患者が死亡しても，医療行為と死亡結果との間の因果関係が証明されないと，７０９条の要件を満たさない。しかし，患者を救済できず不都合である。したがって，因果関係の立証困難を回避するため，かりに治療が医療水準にかなっていれば，死亡時点で，なお患者が生存した相当程度の可能性があったことについて，法的保護が与えられる。

肢ウ　×

ある事実を基礎とする論評の表明が他人の名誉を毀損すれば，原則として違法である。一方，正当な言論を保護する必要もある。そこで，論評の表明が公共の利害に関し，公益目的であれば，表現の自由として保障され，民法上，違法ではないとも思える。しかし，論評の前提である事実の重要部分について真実性が証明されないと，名誉毀損行為は社会的に不相当である。したがって，民法上も違法であり，不法行為の対象となる。

肢エ　○

(1)ア　前提として，労災保険金について，不法行為に基づく損害賠償額の控除の対象となるか。いわゆる，損益相殺の可否が問題となる。損益相殺は，条文上，規定されない。ただ，不法行為の対象と同一の原因により，損害賠償金と同一目的の利益を取得した場合，公平の観点から，賠償額から控除される。

イ　本肢において，労災保険金が発生した原因は，不法行為の対象となった事故と同一である。給付の目的は，労働者が事故により被った損害を填補することであり，不法行為に基づく損害賠償と同一である。したがって，損益相殺として控除の対象となる。

(2)ア　次に，労働者に過失がある場合，具体的な賠償額の算定において，過失相殺と損益相殺をどのように処理するか。その順序が問題となる。かりに，損益相殺から始めると，被害者の過失による損害額も一緒に控除されてしまい，控除後の残額において被害者が自己の過失分の負担を免れ，公平に反する（注１）。

イ　過失相殺前の損害額は，被害者が原因となって拡大した損害額を含む。一方，損益相殺は，加害者による不法行為と同一の原因により得る給付額を対象とする。したがって，まず損害額全体から，被害者が原因となった損害額を除く（過失相殺）。次に，損益相殺として，保険金給付額を除く（注$_2$）。

肢オ　×

不法行為に基づく損害賠償請求権は，被害者または，法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しないときは，法律関係の早期安定のため，時効によって消滅する。しかし，人の身体を害する不法行為については，例えば怪我の回復に時間がかかり，３年

間のうちに損害賠償請求することが難しい場合もある。したがって，被害者保護の観点より，時効期間が延長され，５年間行使しない場合，時効によって消滅する。

７２４条１号，７２４条の２

令和７－３１

離婚に伴う財産分与等に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.31］）

ア．裁判所が離婚請求を認容する判決をする場合には，申立てがあるときに限り，裁判所は，財産分与についての裁判をすることができる。

イ．裁判所は，財産分与の額及び方法を定めるに当たり，離婚した夫婦の一方が過当に負担していた婚姻費用の清算のための給付を考慮することができない。

ウ．離婚に伴う財産分与請求権は，協議又は審判によって具体的内容が確定する前であっても，債権者代位権の被保全債権とすることができる。

エ．書面によらない財産分与契約は，履行の終わった部分を除き，各当事者が解除をすることができる。

オ．離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務の額を超えた金額を支払う旨の合意は，当該損害賠償債務の額を超えない部分については，詐害行為取消権行使の対象とならない。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

離婚と財産分与はあくまでも，別。

確かに，離婚に伴い，財産分与も発生するが，財産について，裁判を望まない場合もある。

したがって，財産分与について裁判をする場合，申立てが必要。

肢イ　×

財産分与は，婚姻中に形成された夫婦の共同財産を清算することが目的だから，離婚した者の一方が過当に負担した婚姻費用の清算はできないとも思える。しかし，婚姻費用を支出した者が，一方的に負担を負い，不当である。したがって，財産分与において，過去の婚姻費用の清算・給付を求めることができる。財産分与は，婚姻中の財産を公平に清算・分配する趣旨である。婚姻費用は，夫婦の共同財産の形成に寄与したともみられ，結論は許容できる。

最判昭５３．１１．１４〔民百選Ⅲ－１７第３版〕

肢ウ　×

離婚に伴う財産分与請求権は，協議または審判によって具体的内容が確定する前でも，債権者代位権の被保全債権とすることができないか。たしかに，債務者は無資力，債権者は回収できていない。しかし，離婚に伴う財産分与請求権は行使上の一身専属権（４２３条２項），財産権として確定しないと，金銭債権と同様とはいえない。同項の趣旨は，本人の意思を尊重する必要，債権者も代位を期待していない。本肢では，４２３条２項の一身専

属権，対象外となる。

確定前に，債権者が行使を認めてしまうと，具体的な金額も債権者が決める流れになってしまい問題があると思われる。

最判昭５５．７．１１

肢エ　×
贈与ではなく，共有となっている財産の精算の問題。

なお，各当事者が書面に因らない贈与について，履行の終わった部分を除き，解除できる（５５０条）のは，受贈者の期待は大きくないので，贈与者からの解除を認める。一方で受贈者からも，過度に拘束すると，契約の負担になるので，拘束力から解放する必要があるためと考えられる。

肢オ　○

⑴離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務の額を超えた金額を支払う旨の合意は，詐害行為取消権行使の対象となる。財産隠匿のため，必要以上に財産を交付し債権者を害するおそれがある。
⑵損害賠償債務の額を超えない部分については，詐害行為取消権行使の対象とならない。慰謝料として正当な額であり，債権者保護より当事者の意思を尊重する必要があるからである（４２４条２項)。

最判平１２．３．９〔民百選Ⅲ－１９第３版〕

令和７－３２

Ａ及びＢの実子Ｃを養子とし，Ｄ及びＥを養親とする特別養子縁組に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.32］）

ア．Ａ及びＢがＣを悪意で遺棄していたときは，特別養子縁組の成立には，Ａ及びＢの同意を要しない。
イ．Ｃが１５歳に達しているときであっても，特別養子縁組の成立には，Ｃの同意を要しない。
ウ．ＤとＥとが婚姻していないときは，特別養子縁組は，することができない。
エ．Ａ及びＢが死亡しているときは，特別養子縁組の離縁は，することができない。
オ．Ｄ及びＥがＣの親族であるときは，家庭裁判所は，特別養子縁組の成立の審判の時までＤ及びＥがＣを監護したことがなくても，特別養子縁組を成立させることができる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　○

前提として，特別養子縁組は，実親との親族関係が終了する（８１７条の２）ため，実親の子に対する権利も消滅する。そこで，権利保全の機会を与えるため，特別養子縁組には，原則，実親の同意を要する。しかし，実親が子を悪意で遺棄するなど，この利益を著しく害する場合，実親の同意を要すると，子を虐待等から救済できない。したがって，例外的に，実親の同意は不要である。

８１７条の６・ただし書

肢イ　×

特別養子縁組の養子の年齢要件は，１５歳未満にまで引き上げられた（８１７条の５・１項・注)。成立までは１８歳

１５歳に達した子は，本人の意思を尊重する必要がある。したがって，子の同意がなければ縁組は成立しない。

縁組の際に，１５歳以上は，当事者の意思の合致を想定。

肢ウ　○

養子縁組は当事者間で自由に行われるので，Ｄ及びＥが婚姻していなくても特別養子縁組は成立しないか。しかし，特別養子縁組は養子の健全な発育と福祉の向上を図るため，実子同様の家族関係を形成する制度である。養親が婚姻していないと子の家族生活に支障が生じるおそれがある。したがって，特別養子縁組の養親は婚姻していなければならない。

８１７条の３・１項

肢エ　○

前提として，特別養子縁組は実親子関係という外形であり，離縁は，原則として予定されない。一方，養子の利益に著しく反する場合は，限定的に離縁できる（８１７条の１０・１項各号)。本肢では，実親が死亡したが，子との親族関係は終了し，子に不利益をもたらさない。したがって，離縁の事由とならない。

実親子は離縁できないイメージをもつ。

肢オ　×

特別養子縁組の養親が，子の親族であれば，家庭裁判所は，縁組成立の審判の時まで子を監護したことがなくても，縁組を成立させられないか（８１７条の５・２項)。しかし，子と養親が親戚でも，実親子関係のように生活するには，実際に子を監護して様子を知る必要がある。したがって，養子に対する６カ月以上の監護の手続は，省略できない。

成立すると簡単には離縁ができないので，互いの利益のために慎重な手続を経るべきである。

８１７条の８・１項

令和７－３３

相続人及び相続分に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.33］）

ア．共同相続人の一人は，自己の相続分を他の共同相続人以外の第三者に譲渡することができない。

イ．遺産に属する不動産につき，遺産の分割により所有権を取得した相続人は，法定相続分を超える部分については，登記を備えなければ，遺産の分割後に現れた第三者に対抗することができない。

ウ．被相続人Ａの子Ｂが廃除によって相続権を失った場合において，Ｂの子ＣがＡの直系卑属であるときは，Ｃは，Ｂを代襲して相続人となる。

エ．共同相続人のうち自己の相続分の全部を他の共同相続人に譲渡した者は，遺産の分割を求めることができない。

オ．被相続人の配偶者及び父母が相続人であるときは，父母の相続分は，各４分の１となる。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　エ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　２

肢ア　×

共同相続人の一人は，遺産分割前であるから，自己の相続分を共同相続人ではない第三者に譲渡できないとも思える。しかし，遺産分割前の相続財産は，「共有」（２４９条～）である。したがって，相続人は，自己の持分である相続分を，第三者に処分することができる。遺産分割手続から離脱したいものもいるイメージ。

９０５条，取戻権がある。

肢イ　○

前提として，遺産分割の効力（９０９条本文）は，遡及効である。同条ただし書の「第三者」は，遡及効により権利を害される者，すなわち，遺産分割前の第三者をいう。そこで，遺産に属する不動産につき，遺産分割により所有権を取得した相続人は，登記（１７７条）がなくても，遺産の分割後の第三者に，当然に対抗できないか。しかし，第三者が，法定相続分による権利承継を信頼した場合，不動産取引の安全が害されるおそれがある。したがって，相続人は，法定相続分を超える部分について，登記を備えなければ，遺産分割後の第三者に対抗できない（８９９条の２・１項）。

肢ウ　○

被相続人の子が廃除（注）によって相続権を失った場合，子の直系卑属である者は，子を代襲して相続人となることができる。子の直系卑属である者は，子を経由して，いずれ被相続人の財産を相続できる，という期待を保護するためである。

肢エ　○

相続分を譲り渡した者も，相続財産について共有関係にあった。そこで，遺産分割協議の当事者とならないか。しかし，譲渡した者は，具体的な相続分を失い，遺産について権利関係を持たず，分割協議の当事者として熱心に活動することを期待できない。よって，当事者となることはできない。

＜条文＞　９０７条
＜判例＞　最判平２６．２．１４

肢オ　×

被相続人の配偶者及び父母が相続人であるときは，配偶者の法定相続分は，３分の２であり，父母の相続分は３分の１である（９００条２号)。配偶者と子が相続人である場合（同条１号）と比べ，配偶者の相続分が多いのは，被相続人の死後，生計維持の必要があること，被相続人の父母については，被相続人の遺産について承継の期待がそれほど大きくないことが挙げられる（注)。したがって，父母の相続分は，各４分の１ではなく，６分の１（＝１／３×１／２）である。

＜条文＞　９００条２号